

意見書案第1号

平成25年 9月17日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者	木古内町議会議員	吉 田 裕 幸
賛成者	木古内町議会議員	笠 井 敬 吾
賛成者	木古内町議会議員	竹 田 努

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」の  
ための意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」の  
ための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9月17日

北海道上磯郡木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣  
農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

意見書案第2号

平成25年 9月17日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者 木古内町議会議員 東 出 洋 一  
賛成者 木古内町議会議員 福 嶋 克 彦  
賛成者 木古内町議会議員 新井田 昭 男

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現  
をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における  
教育予算確保・拡充に向けた意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現  
をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における  
教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要である。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定した。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものである。

教育予算では、昨年に引き続き「高校授業料無償化」など保護者負担軽減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっている。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村においてその措置に格差が出ている。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・充実をするよう要望する。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。  
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

平成25年 9月17日

北海道上磯郡木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣  
内閣府特命大臣（地域主権推進担当）

意見書案第3号

平成25年 9月17日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者	木古内町議会議員	平 野 武 志
賛成者	木古内町議会議員	又 地 信 也
賛成者	木古内町議会議員	佐 藤 悟

道教委による『新たな高校教育に関する指針』の見直しと  
地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

道教委による『新たな高校教育に関する指針』の見直しと  
地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されている。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されている。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしている。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになる。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながるようになる。したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨にもとづき、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・充実をするよう要望する。

記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

平成25年 9月17日

北海道上磯郡木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸

【要請先】北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事  
北海道議会議長

意見書案第4号

平成25年 9月17日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者	木古内町議会議員	新井田	昭	男
賛成者	木古内町議会議員	又 地	信	也
賛成者	木古内町議会議員	竹 田		努

道州制導入に断固反対する意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

## 道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々木古内町議会は、道州制の導入に断固反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9月17日

北海道上磯郡木古内町議会

議長 岩館俊幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官

総務大臣（内閣府特命担当大臣〔地方分権改革〕道州制担当）